

## 産業廃棄物中間処理施設見学受入支援事業費補助金 Q & A

R8.4.1

	時期	分類	質問	回答
1	申請時	申請方法	申請に当たっては、どのような書類が必要ですか。	県ウェブページに掲載している「申請書チェックリスト」をご確認ください。 URL : <a href="https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/junkan/kengaku-r8.html">https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/junkan/kengaku-r8.html</a>
2	申請時	申請方法	経費の算出に当たっては、必ず2者以上の相見積もりが必要ですか。	2社以上の見積書の添付が必要です。 ただし、製品の取扱いが1者に限定される場合など、やむを得ない理由がある場合は、例外的に認める場合があります。この場合、申請時に理由書（様式任意）の提出が必要となります。
3	申請時	申請方法	申請書別紙2（様式第1号）及び別紙8（見積書整理表）における「その他の経費」とはどのようなものが該当しますか。	具体的には、運搬費などを想定していますが、設備費、工事費、備品費、印刷製本費以外に必要となる経費がある場合は、この欄に記載してください。
4	申請時	申請方法	様式第1号にある、4 関係書類の中で求めている、（12）その他知事が必要と認める資料（キ 直近1年間の見学等受入状況がわかる書類）について、見学事例の個人、団体の記載方法について教えてください。	学校や町内会、企業、団体等の見学受け入れの実績がある場合、「見学日」「見学人数」「団体名」についてまとめ、添付してください（個人の場合は「見学日」と「見学人数」のみで構いません）。 社内で決まった様式が無い場合は、県ウェブページに掲載している参考様式をご活用ください。 URL : <a href="https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/junkan/kengaku-r8.html">https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/junkan/kengaku-r8.html</a>
5	申請時	申請方法	先着順で採択されるとのことですが、電子申請、メール申請、郵送・持参（紙）それぞれの受付順はどうなりますか。	電子申請の場合はシステム上の受付時間、メールは受信時とし、郵送の場合は受領日（到着日）の午後5時、直接持参する場合は書類を受理した時点として扱います。なお、いずれの場合も、書類の不足や内容の不備があった際は、補正されたものを受理した時点となります。
6	申請時	申請方法	納税証明書に期限はありますか。	申請日の3ヶ月以内に取得した納税証明書の写し（コピー）を提出してください。なお、現地調査時に原本を確認することもありますので、原本の保存をお願いします。
7	申請時	申請方法	登記簿謄本（個人事業主の場合は住民票抄本）に期限はありますか。	申請日の3ヶ月以内に取得した登記簿謄本（個人事業主の場合は住民票抄本）の写し（コピー）を提出してください。なお、現地調査時に原本を確認することもありますので、原本の保存をお願いします。
8	申請時	申請要件	本社が県外にある場合は、補助事業の対象外ですか。	補助対象設備を導入する事業所が県内にある場合は、対象となります。 事業所の定義は「日本標準産業分類の一般原則」から確認してください。 URL : <a href="https://www.soumu.go.jp/main_content/000286955.pdf">https://www.soumu.go.jp/main_content/000286955.pdf</a>
9	申請時	申請要件	大企業も申請可能ですか。	申請可能です。
10	申請時	申請要件	同一年度に宮城県の他の補助金の交付を受けている場合、申請することは可能ですか。	補助対象となる設備や経費が重複していなければ、本補助金の申請は可能です。
11	申請時	申請要件	国や市町村が実施する補助金との併用は可能ですか。	補助対象となる設備や経費が重複していなければ、本補助金の申請は可能です。
12	申請時	申請要件	過去に本補助金に採択された事業者は申請可能ですか。	申請は可能です。 ただし、本補助金の未採択企業を優先して採択しますので、予算の執行状況によっては採択されないことがあります。

## 産業廃棄物中間処理施設見学受入支援事業費補助金 Q & A

R8.4.1

	時期	分類	質問	回答
13	申請時	申請要件	本補助金を利用した場合、今後はあらゆる個人、団体の見学受入が義務となりますか。	見学者の受入れ体制が整備され次第、ウェブページなどで見学の受入れを募集する様にしてください。特別の理由がなく見学者募集を実施しない場合、本補助金の交付の趣旨に反することから、交付決定を取り消す場合がありますので、ご注意ください。
14	申請時	申請要件	申請するに当たり、見学者の受入回数等の実績は求められますか。実績が無いと申請ができないのでしょうか。	過去に見学受入の実績が無い場合も申請可能です。 なお、実績が無い場合も「直近1年間の見学受入状況がわかる書類」の提出（実績なしの旨を記載）は必要となります。
15	申請時	補助対象	交付決定前に契約・発注・着工している事業は、補助の対象となりますか。	補助対象外となります。（交付要綱第10条）
16	申請時	補助対象	補助金の採択前に、補助対象設備を発注しても良いですか。	補助対象経費に関する契約行為（発注含む）は、補助金の交付決定後となります。交付決定前に発注した場合、補助対象外となりますので、ご注意ください。
17	申請時	補助対象	リースによる設備の導入は、補助の対象となりますか。	補助対象外です。（交付要綱別表2）
18	申請時	補助対象	補助対象外となる経費（補助事業以外の用途に使用できる設備等を整備する事業）とはどのようなものですか。	交付要綱別表2に記載している「土地、車両の取得や建屋の建築」を想定しています。その他、スポットクーラーや小型の暖房機器についても補助対象外です。また、配線・配管工事等を行う場合、施設全体で使用される大元の工事や配管資材については対象外とし、補助対象設備を稼働させるために必要となる末端の配線工事やそれに付帯する資材は補助対象となります。
19	申請時	補助対象	研修室の整備や会議室の改修工事はどのようなものを想定していますか。	見学用の会議室を新たに設置するための内装改修、見学用の導線を確保するための内装改修、天井吊り下げ式プロジェクター設置等の固定式設備の設置設置工事等を想定しています。なお、社員のみが使用する居室（事務室等）の改装工事は対象外です。
20	申請時	補助対象	見学者用の会議室を整備する際、エアコンの設置は対象となりますか。	従来エアコンが設置されていなかった会議室や倉庫を見学者用の会議室に改修するため、エアコンを新設する場合は対象となります。既存エアコンの入替は、対象外です。
21	申請時	補助対象	案内用に、動画を製作して会議室で視聴してもらうことを考えています。そのためにモニターを導入したいのですが、モニターの購入費は補助の補助対象となりますか。	見学者用への説明に必要なモニターの購入費は、補助対象となります。
22	申請時	補助対象	環境整備事業に該当する施設模型・展示物とはどのようなものですか。	1件当たりの取得価格又は効用の増加額が50万円以上のものを想定しています。50万円未満のものは、理解促進事業の対象となります。
23	申請時	補助対象	施設見学時の動画を製作予定です。製作した動画をリクルート活動や顧客への会社紹介にも活用したいのですが可能ですか。	施設見学用に制作した動画を、二次的にリクルート活動等に活用することは差し支えありません。
24	申請時	補助対象	当社は、産業廃棄物の「中間処理業」と「収集運搬業」の許可を受けています。収集運搬車両に社内キャラクターを表示し、廃棄物の分別や企業をアピールしたいと考えています。このような経費は認められますか。	補助対象外です。同様に、施設の壁面等に会社名を掲示するのみの場合も対象外となります。
25	申請時	その他	交付決定は先着順になっていますが、何件程度採択する予定ですか。	令和8年度は、3件程度の採択を見込んでいます。

## 産業廃棄物中間処理施設見学受入支援事業費補助金 Q & A

R8.4.1

	時期	分類	質問	回答
26	交付決定後	変更	申請時よりも早めに事業が完了する見込みですが、変更承認申請は必要ですか。	早めに完了する場合は、変更承認申請は不要です。 一方、遅延する場合は、変更承認申請書の提出が必要です。
27	交付決定後	実績報告	変更の承認があった場合に、実績報告書の指令番号はどのように記入すれば良いですか。	次のように記入してください。 「令和〇〇年〇〇月〇〇日付け宮城県（循社）指令第〇〇号で交付決定があり、令和〇〇年〇〇月〇〇日付け宮城県（循社）指令第〇〇号で変更承認のありました・・・」
28	交付決定後	財産処分	過去に当該補助金を活用して見学通路を整備しました。この度、事業所を一時休止することとなり、再開時期は未定です。何か手続きは必要ですか。	まずは、事業休止に至るまでの理由や経過、補助対象設備の今後の取扱等について、様式第10号（財産処分承認申請書）を参考に整理し、当課担当までご相談ください。 なお、知事の承認を受けずに補助事業により取得又は効用の増加した財産の利用を中止し、又は処分したときは、交付決定を取り消し、補助金の返還を命じることがありますので、補助対象設備の活用状況に変更が生じる際には速やかにご相談ください。